

社会保障審議会障害者部会
手話言語の保障によるろう者の社会的自由の獲得を目指す
障害者総合支援法の見直しに向けた意見書

委員 石野 富志三郎
(一般財団法人全日本ろうあ連盟)

私たちは、手話言語が音声言語と対等に位置づけられ、手話言語が使いやすい社会を求めている。

今回の見直しにあたり、手話言語通訳者養成カリキュラムや通訳資格制度、派遣事業等の意思疎通支援事業のあり方について検討を進めるために総論に明記すること、そして、手話通訳事業について新たな視点で制度設計を検討し、関係省庁等との協働も視野に入れ、障害者総合支援法のサービスがさらに使いやすく充実したものとなることを切望し、ここに意見書を提出する。

1. コミュニケーションは社会の責任で成り立つ

現在、意思疎通支援事業の枠組みの中で、きこえない人への福祉サービス（「益」）として手話通訳派遣事業が行われているが、障壁（障害）は社会が作るとする障害者権利条約の考え方からすると、手話言語通訳による益は、きこえる側も受けていることから国民全体（社会）を対象とする事業であり、「行政作用の結果」といえる。

手話通訳設置・派遣事業は、聴覚障害者を対象とする意思疎通支援事業に位置づけられているが、意思疎通の障壁（障害）を解消できていない社会がその責を負う「応責負担」の考え方を制度設計の基本に据えるべきだと考えている。

2. 新たな制度設計について

手話通訳設置・派遣事業は、手話言語と音声言語の意思疎通に困難が生じることにより、障害者福祉施策として事業化されているが、留意すべき事項は、対象者が国民全体であること。そして生活にかかわるすべての領域に関係していることにある。

また、スマートフォンやタブレット端末を利用してオペレーターによる手話言語通訳を受けることができる「遠隔手話通訳」や「電話リレーサービス」と通訳手段が多様化したことにより、手話言語通訳のあり方、やり方は深化している。が、現在の派遣事業はそれらを想定した事業設計はなされていない。

また、質の高い手話言語通訳者（意思疎通支援従事者）の確保が求められているにもかかわらず、意思疎通支援者養成事業の一つである手話奉仕員養成事業は「手話言語通訳者は奉仕活動である」という社会の認識が色濃く、50年たった今、手話通訳者養成事業も含めた養成システムの見直しが必要となっている。

見直しにあたって、手話奉仕員、手話通訳者、手話通訳士のそれぞれの役割や現状を整理したうえで、①一貫した養成カリキュラムの再構築②資格制度の見直し③派遣事業の見

直しにあたり、社会基盤としての事業所要件でもある事業所の第三者評価制度の導入に取り組む必要がある。なお、資格制度については、下記「4.一定の質を備えた手話言語通訳の担い手の必要性－国家資格の検討－」で述べる。

3.手話言語で利用できる福祉事務所等

社会福祉領域では、社会福祉法に規定するいわゆる「福祉事務所」が上記「応責負担」の大黒柱ともいえる位置にあり、相談、支援業務をその機能としている。

福祉事務所は、障害者のニーズに基づき、障害者総合支援法の各サービスや福祉事務所を設置する市町村の様々なサービスを総合的に提供する機能を果たしている。このことは、障害者総合支援法のサービスの価値や効果を高める機能でもある。

しかし、多くの市町村では手話言語による対応が困難な現状にあり、福祉枠での対応すら、きこえない人はその恩恵が受けられていない。

障害者総合支援法のサービスを適切に利用できる状況をつくるために、福祉事務所等を手話言語で利用できるよう早急に改善する必要がある。

また、障害者総合支援法の実施機関である自治体の福祉事務所等への手話言語による対応が可能な職員配置は、全庁的なサービス提供が手話言語で行える体制の確保という行政活動のあり方と不可分の関係にあることに留意する必要がある。

自治体に手話言語通訳者を設置する「手話通訳者設置事業」の実施率の低さは、単に窓口いきこえない人が来たときの対応という認識が根強いことや自治体の手話通訳者設置事業における設置通訳者の専門性や役割の認識不足等によるものと考えている。

聴覚障害の特性について見識を持ち、それぞれの言語・コミュニケーション（手話言語や日本語）で対応し、きこえない人の日常生活を支援する設置通訳者は、きこえない人にとって、そのニーズに基づいた福祉サービスを選択、決定、利用するためには重要な存在である。手話通訳設置事業の実施率向上のために必要な手立ての検討が必要である。

4. 一定の質を備えた手話言語通訳の担い手の必要性－国家資格の検討－

これまで、公共インフラ機関が提供している、きこえない人から各公共機関への連絡手段は FAX 等が一部であったが、電話リレーサービスの開始に伴い、きこえない人からも電話による連絡手段が確保できるようになった。

このことから、電話リレーサービスは単いきこえない人の電話利用のバリアフリーという側面だけでなく、公共インフラ等への連絡手段としての機能も併せ持っており、公共インフラ機関が本来、果たすべき役割の一部を代行しているとも言える。

また、障害者総合支援法のサービス以外の福祉関係サービスの利用、司法、教育や就労等の場面においても、手話言語通訳者の質の確保は大変重要であるにもかかわらず、手話言語通訳者の資格は国家資格とされていない。

福祉制度や社会インフラ、手話言語通訳を必要とする人の権利を守る、手話言語通訳の国家資格を早急に検討する必要がある。

5. 手話言語が使いやすい社会づくり

現在、ろう者に対する施策の大きな課題は、障害者総合支援法はじめ様々な行政施策に

よるサービスが音声言語を前提としていることにあることから手話言語法の制定を私たちは求めている。手話言語法及び障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション保障法の必要性について真正面から検討する必要がある。

以上